

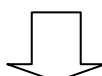
金沢市都市計画審議会の運営について

第 41 回金沢市都市計画審議会において、事務局より提案のあった二回審議制の見直しについては、下記のような取扱いを考えたい。

1. 本市で二回審議を採用した目的について

【事前審議となる計画原案審議】

関係機関との調整を終わっていない段階で、都市計画審議会に基本方針、概要を説明し、意見を聞いて原案を作成する。



【本審議となる計画案審議】

事前協議を終えた案件が、原案作成でどのように意見が反映され、関係機関との調整を経て、どのような案になったかを報告するとともに審議を行う。

2. 現状について

- () これまでの計画原案審議は、時間的な制約もあって、既に関係機関との調整を終えて原案を作成した状態で審議されており、計画案審議の段階においても同じ内容で 2 度の審議を行っているというのが現状である。
- () 都市計画審議会の意見を聞いて原案を作成する手法としては、これまでも「市街化調整区域における建築形態の制限」や「高度地区の指定」、また「長期未着手道路の見直し」等のような重要案件については、事前に都市計画審議会の専門部会やその他の委員会を設置し意見を聞いたうえで、原案の作成を進めている。
- () 二回審議では、計画決定まで 6～9 ヶ月以上という長期の歳月を要し、速やかに計画決定を行う必要がある地区計画等の案件で支障が生じている。

3. 今後について

次回からの都市計画審議会においては、迅速な計画決定を目指して 1 回の審議を原則とし、下記に示すような住民の権利制限等に重大な影響を与えると考えられる案件については、これまでのように二回審議で丁寧な審議を行いたい。

また、特に慎重な取扱いを要する案件については、専門部会や委員会を立ち上げて、都市計画審議会等の意見を聞きながら原案を作成していくこととしたい。

【二回審議とする要件（案）】

- () 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域の変更）についてはすべて。
- () 地域地区については、調整区域における建築制限や高度地区の案件のように、広範囲に渡って新たに住民に権利制限が課される場合に限る。
- () 都市施設については、新規となる近隣公園(1 ha 以上)や都市計画道路、その他住民の権利制限に重大な影響を与えると考えられるものに限る。
- () 新規の区画整理事業等の市街地開発事業についてはすべて。

【参考-----具体的な事例】

第 40 回審議案件（3月3日）		1 回審議	2 回審議	要件
第 187 号	用途地域の変更（金沢市決定）(中屋地区、東金沢駅地区)	○		
第 188 号	防火地域及び準防火地域の変更（金沢市決定）(三池高柳地区)	○		
第 194 号	容積率緩和を適用しない区域の指定（金沢市決定）	○		
第 189 号	地区計画の決定（金沢市決定）(中屋地区)	○		
第 190 号	下水道の変更（金沢市決定）(臨海処理区)	○		
第 191 号	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（石川県決定）	○		
第 192 号	区域区分（人口フレーム）の変更（石川県決定）	○		
第 193 号	用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限（金沢市決定）		○	
第 41 回審議案件（6月29日）				
第 195 号	用途地域の変更（金沢市決定）(三口第二地区)	○		
第 196 号	地区計画の決定（金沢市決定）(三口第二地区)	○		
第 197 号	地区計画の決定（金沢市決定）(ウッドパーク玉鉾地区)	○		
第 198 号	公園の変更（金沢市決定）(2・2・118 号 額乙丸町公園)	○		
第 199 号	道路の変更（金沢市決定）(3・4・64 号 田上箱町線)	○		
第 42 回審議案件（9月29日）				
第 200 号	用途地域の変更（金沢市決定）(木曳野地区)	○		
第 201 号	地区計画の決定（金沢市決定）(泉本町地区)	○		
第 202 号	地区計画の決定（金沢市決定）(いなほ工業団地地区)	○		
第 205 号	公園の変更（金沢市決定）(2・2・537 号 糸田新町公園)	○		
第 206 号	容積率緩和を適用しない区域の指定（金沢市決定）	○		
第 207 号	特殊建築物の敷地の位置について（産業廃棄物処理施設）(石川県決定)	○		
第 43 回審議案件予定（12月3日）				
第 204 号	土地区画整理事業の変更（金沢市決定）(西部第二地区)	○		
第 203 号	道路の変更（金沢市決定）(3・4・75 号 畝田湊線)		○	
第 208 号	地区計画の決定（金沢市決定）(木曳野地区)	○		
第 209 号	公園の変更（金沢市決定）(2・2・538 号 諸江上丁公園)	○		
第 211 号	地区計画の変更（金沢市決定）(松村第二地区)	○		
第 210 号	高度地区の決定（金沢市決定）		○	
過去の案件で二回審議となるもの				
H15.8	市街化区域及び市街化調整区域の変更（石川県決定）(福増・中屋地区)		○	
H14.11	市街地再開発事業の決定（金沢市決定）(武蔵が辻第四地区)		○	
H13.4	土地区画整理事業の決定（石川県決定）(戸板第二地区)		○	